

尾張旭市第5期地域福祉計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

本要領は、尾張旭市第5期地域福祉計画策定支援事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、尾張旭市（以下「市」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 目的

本プロポーザルは、市が受託者に委託する本事業について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、事業実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も本事業の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が、事業者から提出された企画提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務名等

(1) 業務名

尾張旭市第5期地域福祉計画策定支援業務

(2) 業務内容

別添「尾張旭市第5期地域福祉計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日（火）まで

4 見積限度額

令和6年度分：2,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和7年度分：6,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

総額：8,300,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、令和7年度分（6,000,000円）のうち2,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）は尾張旭市社会福祉協議会との契約となる。

※ 見積限度額は、消費税及び地方消費税の税率を10%として見込んだ金額とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和6・7年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結。）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

6 選定日程

内容	日時
公募開始（市ホームページ掲載）	令和6年7月16日（火）
質問受付期間	7月26日（金）午後5時15分まで（必着）
参加表明書提出期限	7月30日（火）午後5時15分まで（必着）
質問回答期日	8月2日（金）
企画提案書受付期間	8月13日（火）午後5時15分まで（必着） ※ 土・日は受付不可
プレゼンテーション・ヒアリング審査	8月22日（木）のうち本市が指定する概ね30分間
選考結果通知	9月上旬

7 質問の受付等

本事業に関する質問は、次のとおり受け付ける。

- (1) 質問の提出方法
質問事項を質問書（様式7）に記入の上、下記電子メールアドレスまで送信すること。
- (2) 提出期限
令和6年7月26日（金）午後5時15分まで（必着）
※ 提出期限以降に提出された質問及び規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。
- (3) 提出先
尾張旭市健康福祉部福祉政策課福祉政策係
電子メールアドレス fukushiseisaku@city.owariasahi.lg.jp
- (4) 質問に対する回答
市が全ての質問について質問者を無記名にして取りまとめ、参加者全員に対して令和6年8月2日（金）までに電子メールにより回答する。
ただし、質問の内容によって本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、

回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 予定技術者調書（様式6）
- (7) 質問書（様式7）

9 参加表明等

参加者は、参加表明書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）：原本1部
 - イ 団体概要（様式3）：原本1部
- (2) 提出先
尾張旭市健康福祉部福祉政策課福祉政策係
- (3) 提出方法
持参又は郵送
- (4) 提出期限
令和6年7月30日（火）午後5時15分まで（必着）

10 企画提案

参加者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案書（様式2）：原本1部、写し6部
 - イ 企画提案書本編（様式任意）：原本1部、写し6部
※ 企画提案書本編写しのうち5部は団体名を記載しないこと。
 - ウ 業務実績（様式4）：原本1部、写し6部
 - エ 業務実施体制（様式5）：原本1部、写し6部
 - オ 予定技術者調書（様式6）：原本1部、写し6部
 - カ 見積書：原本2部
- (2) 提出先
尾張旭市健康福祉部福祉政策課福祉政策係
- (3) 提出方法
持参又は郵送
- (4) 提出期限
令和6年8月13日（火）午後5時15分まで（必着）

(5) 提出に関する留意事項

ア 企画提案書本編（様式任意）

- (ア) 仕様書「5 業務内容」の事項及びそのスケジュール（工程表）について、簡潔（事項順）に記載すること。
- (イ) 図、絵、写真等の使用は可とする。
- (ロ) 様式規格は、A4縦（A3規格の折込可）とする。
- (ハ) 文字サイズは11ポイント以上にすること。

イ 見積書

- (ア) 令和6年度及び令和7年度の2か年の総額で作成するとともに、各年度の内訳明細を添付すること。
- (イ) 見積金額については、仕様書及び企画提案書に記載された全ての用務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。
見積額については、消費税及び地方消費税の税率を10%として見込むこと。
税抜金額で記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、小計欄に、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (ロ) 見積書の記載に当たっては、一般管理費などの抽象的な記載方法はせず、経費ごとに具体的に記載し、積算内訳等についても必ず記載すること。ただし、経費の性質上、積算内訳等の記載が困難な場合は、この限りではない。

11 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 実施日時

令和6年8月22日(木)の本市が指定した時間

※ 実施時刻、実施場所については、参加表明を締め切った後、個別に通知する。

(2) 時間配分

各参加者概ね30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

※ 上記時間には、参加者の入れ替え時間、準備時間は含まない。

(3) 実施方法

ア 当日は、提出した企画提案書をもとにプレゼンテーションすること。

プレゼンテーションに使用するスクリーン、プロジェクター等は市で用意する。

パソコンについては各提案者が用意すること。

イ 説明者は3人以内（本業務を担当する者を必ず含むこと）とする。

12 企画提案書の審査

(1) 審査方法

評定審査員がプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を経て、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

なお、配点は審査基準表のとおりとする。

(2) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。また、文書発送後、審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

なお、ホームページに掲載する際、参加者名については、受託候補者名のみ公表し、点数については全参加者分を公表する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとする。

13 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と本事業のについて協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最も優れた提案を行ったと認められる事業者が契約の締結を拒否した場合、前期12の企画提案書の審査における次順位の事業者を最も優れた提案を行ったと認められる事業者とみなす。

14 辞退

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を事前に電話連絡の上、担当窓口へ提出すること。なお、辞退したことをもって、市はいかなる不利益な取扱いをしない。

15 その他留意事項

- (1) 一の参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 市は、提出された参加表明書類について、参加資格の確認以外に使用しない。
- (5) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は、認めないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類等の取扱いは、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約までの期間中、本事業及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書提出事業者が1者のみとなった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。

16 連絡先

尾張旭市役所健康福祉部福祉政策課福祉政策係（竹浪）

住所 〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電話 0561-76-8184（直通）

0561-53-2111（代表）

内線 311

FAX 0561-52-3749

電子メールアドレス fukushiseisaku@city.owariasahi.lg.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）